



介護保険料に係る特別徴収(年金天引き分)漏れについて

南河内郡河南町において、介護保険料の特別徴収漏れ(年金天引き分)がありました。

介護保険料特別徴収において、住所地特例及び転入者の一部 22人について、本算定後の特別徴収が令和5年度の第4期から第6期までと、令和6年度の第1期の総額732,700円が徴収されていなかったことが判明しました。

■ 原因など

年金から特別徴収すべき介護保険料の情報を、町から日本年金機構にデータ送信することで特別徴収が行われていますが、今回、一部の住所地特例及び転入者(22人)の入力処理が行われないまま、データ送信したため、徴収ができていませんでした。

■ 今後の対応

対象となりました皆様には、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

年金から特別徴収する予定であった介護保険料は、納付書による納付方法に変更し、送付する予定としています。

今後、このようなことがないよう適正な事務処理を徹底し、事務処理マニュアルの見直しやダブルチェックを徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

【本件に対する問い合わせ】

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6 健康福祉部高齢障がい福祉課

TEL:0721-93-2500 FAX:0721-93-4691

担当者:安達 和田 メールアドレス:kourei@town.kanan.osaka.jp